

第三号

旅館業法施行条例の一部改正について

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「玄関、帳場」を「玄関帳場」に、「設備」を「設備（イにおいて「玄関帳場等」という。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設であつて、次の要件を満たすものについては、この限りでない。

イ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

ロ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第十二条第二号イに次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設については、この限りでない。

第十二条第二号中ハを削り、ニをハとし、同号ホ中「個室が」を「多数人で共用しない客室が」に、「個室の延べ床面積は、客室の延べ床面積に対して」を「当該客室の床面積の合計は、全ての客室の床面積の合計の」に改め、同号ホを同号ニとする。

第十四条第一項第二号中「旅館業法施行令」を「政令」に改め、同条第二項第一号中「シャワー室」を「シャワー室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

旅館業法施行令の一部が改正されたことに鑑み、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を緩和する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。